

【令和6年度（2024年度）】

「桑名市オレンジカフェ、認知症の本人・家族・本人と家族のつどい事業」

実施団体募集要項

三重県桑名市

1. 桑名市オレンジカフェ、認知症の本人・家族・本人と家族のつどい事業

桑名市では、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の本人、家族、地域住民等が交流し、本人の社会参加の推進及び家族の介護負担軽減を図ることを推進します。そこで、オレンジカフェ、認知症の本人のつどい、家族のつどい、本人と家族のつどい（以下、「オレンジカフェ等事業」とする）は、これらの推進に向けて開催するものです。

このオレンジカフェ等事業を実施する団体で、以下の要件を満たして、補助金交付申請等の手続きをした場合には、市から補助金を交付します。

なお、この事業は、介護保険制度における認知症総合支援事業、認知症施策等総合支援事業^(※)に位置づけられています。

(※) 認知症総合支援事業、認知症施策等総合支援事業は、認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援や、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援等を通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していく事業です。

2. 実施団体の要件

この事業の実施団体は、以下の要件をすべて満たす団体とします。

- ① 医療機関及び介護サービス事業者、特定非営利活動法人、まちづくり協議会、地区社会福祉協議会その他これらに類する団体であること。
- ② 桑名市内で事業を実施する予定であること。
- ③ 実施団体又はその構成員が、桑名市暴力団排除条例(平成 23 年桑名市条例第 13 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

3. 補助対象となる実施内容

補助金の交付対象となる実施内容は、以下を実施する場合とします。

- ① ^{※1} オレンジカフェ：認知症の人及びその家族、地域住民並びに専門職が集い、認知症について理解を深め、家族の介護負担を軽減し、参加者の新たな出会い及び地域とのつながりとなる場を提供。
- ② 本人のつどい：認知症の人が集い、自らの体験や希望、必要としていることを主体的に語り合い、悩みを共有するための認知症当事者同士の交流の場（本人ミーティン

グ等）及び当事者によるピアサポート活動等を実施する場を提供。

- ③ 家族のつどい：介護を行う又は行ったことのある家族が集まり、介護から一時的に解放するための介護者相互の交流の場（悩みや体験を打ち明け、共感し合い、情報交換できる場）を提供
- ④ 本人と家族のつどい：本人及びその家族に対し、共に活動する時間と場所を設け、本人支援、家族支援及び一体的支援からなる一連のプログラム提供の場を提供

4. 補助金交付の要件

補助金交付は、以下の要件をすべて満たす場合とします。

- ① オレンジカフェ等事業を1年以上継続して開催する意思があること。
- ② おおむね2か月に1回以上（※¹オレンジカフェについては、月1回以上）開催し、1回あたりの開催時間は1時間以上であること。
- ③ 参加費は無料であること。（ただし、食糧費、材料費その他の実費相当額は除く）
- ④ 認知症に関する専門的知識を有し、認知症に関する相談に対応できる専門職等が参加すること。
- ⑤ 介護施設等で介護サービス提供時間内に事業を開催する場合、当該施設等の利用者及びその家族を除き、2人以上（家族又は介護者が参加する事業の場合は2組以上）が参加していること。（全ての事業実施において、少なくとも2人以上または、2組以上が参加すること。）
- ⑥ 地域包括支援センター等に配置されている認知症地域支援推進員が、事業の企画、運営に参画または助言等を行っていること。
- ⑦ 実施団体は、オレンジカフェ等事業の内容等について、市民等に対し周知に努めること。

5. 補助対象経費・補助限度額

予算の範囲内において、以下のとおり補助金を交付します。

- 補助対象経費：オレンジカフェ等事業の実施に要する経費（ただし、食糧費は除く。）
（※）従事者への飲食代は対象外になります。
- 補助限度額：5,000円／回。各実施団体につき、10,000円／月が上限
⇒ 1実施団体につき、1月当たり2回までの開催分が補助の対象。

ただし、その他の収入が経費に充当されている場合には、当該収入額を差し引きます。

(参考・補助対象経費の種別の例)

- ・ 需用費（消耗品費、光熱水費、燃料費、修繕料、印刷製本費）
- ・ 備品購入費
- ・ 使用料及び賃借料
- ・ 研修負担金・旅費
- ・ 役務費（使用料、手数料、保険料、通信運搬費）
- ・ 報償費（研修講師への謝礼）
- ・ 委託料 等

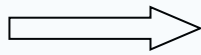
(※) 補助対象経費となるかどうかご不明な点は市役所担当までご連絡ください。

6. 補助金申請・交付の流れ

補助を希望する団体は、補助金交付申請書に必要事項を記入し、以下の必要書類を添付して、市役所へ提出してください。（メール等電子媒体での提出も可）

① 補助金申請

申請者



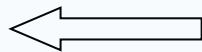
市役所
(介護予防支援室)

提出書類

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 事業計画書 ・ 収支予算書
- ・ 団体の会則又は団体紹介資料等
- ・ 役員等名簿（様式第2号） ・ 誓約書兼同意書（様式第3号）

② 補助金交付決定(不交付決定)

申請者

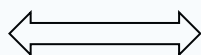


補助金交付(不交付)決定通知書

市役所
(介護予防支援室)

③ 補助金の概算請求・支払

申請者



市役所
(介護予防支援室)

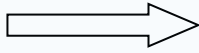
提出書類

- ・ 請求書

④ 実施団体によるオレンジカフェ等事業の実施

⑤ 実績報告（翌年度4月中旬頃までに）

申請者



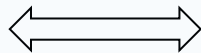
市役所
(介護予防支援室)

提出書類

- ・補助金実績報告書
- ・収支決算書(支出の明細がわかる領収書等を添付)

⑥ 必要に応じて補助金精算

申請者



補助金の返金など

市役所
(介護予防支援室)

7. その他留意事項

- ・従事者は、必要に応じ、市が実施または紹介する研修等を受講するなど、認知症に関する知識、ケア等における資質の向上に努めるものとします。
- ・実施団体は、オレンジカフェ等事業に従事する者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めてください。
- ・実施団体は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、事業において知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じてください。

なお、事業の実施にあたり、支援に必要な範囲の関係者と情報を共有する場合には、個人情報の保護に関する法律の規定を踏まえ、あらかじめ本人に同意を得てください。

- ・実施団体は、利用者に対する本事業の提供により事故が発生した場合には、市、当該利用者の家族、当該利用者に対して援助を行っている地域包括支援センター等に速やかに連絡を行うとともに、必要な対応を行ってください。なお、この際、実施団体は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録してください。
- ・実施団体は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、届出書を提出してください。なお、この際、実施団体は、利用者が引き続き本事業に相当する事業の提供を希望する場合は、事業提供が途切れることのないように、関係者との調整等を行ってください。
- ・実施団体が行うオレンジカフェ等事業の内容等について、原則、市のホームページ等で公開します。
- ・地域包括支援センター、認知症伴走型総合相談窓口、認知症サポーター等認知症に関するボランティア等関係者との連携に努めてください。
- ・市と協働して、桑名市の認知症施策の推進に努めてください。
- ・実施団体は、市が必要に応じて状況調査等を実施する場合には、これに協力してください。

※なお、補助金の交付の申請をもって、事業の登録があったものとみなします